収入保障保険用

重要事項説明書【契約概要】

この「重要事項説明書（契約概要）」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しております。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご了解・ご確認のうえお申込みいただきますようお願いいたします。「重要事項説明書（契約概要）」に記載のお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。お支払事由等の詳細ならびに主な保険用語の説明等については、「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのであわせてご確認ください。

1．　収入保障保険（※）の特長

無解約返戻金型収入保障保険
無解約返戻金型優良体収入保障保険

この保険の特長	保険期間中に被保険者が死亡または高度障害状態に該当したとき、毎月、年金月額を年金支払期間の満了時までお受取りいただけます。

※ 当社では、無解約返戻金型収入保障保険（無配当）のペットネームを「収入保障保険」と呼称しています。

2．　しくみ図

<ご契約例>　【支払保証プランの場合】
（計算基準日：2010年３月２日）
ご契約年齢・性別：35歳・男性
年金月額：20万円
保険期間・保険料払込期間：60歳
保険料払込方法：口座振替月払
最低支払保証期間（※）：５年
保険料：7,780円

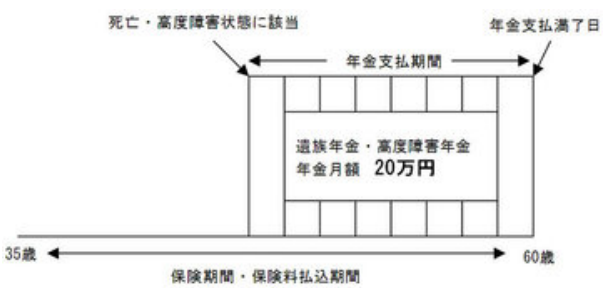

（※）　最低支払保証期間とは、保険契約締結の際、２年、５年、10年のうちから、ご契約者にお選びいただく、年金をお支払いする場合の最低保証年数です。支払事由が発生した時から保険期間満了日までの期間が最低支払保証期間より短い場合でも、 最低支払保証期間の間は、毎月年金をお支払いします。

3．　保障内容

この保険のお支払事由	死亡または所定の高度障害状態（※１）になられたとき（※２）

※１　「所定の高度障害状態」については、普通保険約款「別表３対象となる高度障害状態」をご参照ください。

※２ お支払事由に該当し、遺族年金または高度障害年金の年金支払が満了した場合には、保険契約は消滅します。

年金をお支払いできない	遺族年金	（１） 責任開始期（または復活日）から起算して３年以内の被保険者の自殺

場合［免責事由］		（２） 保険契約者または遺族年金受取人の故意（※３） （３） 戦争その他の変乱（※４）
	高度障害年金	（１） 保険契約者または被保険者の故意 （２） 戦争その他の変乱（※４）

※３ 遺族年金受取人が遺族年金の一部の受取人であるときは、遺族年金の残額を他の遺族年金受取人にお支払いし、支払わない部分の責任準備金を保険契約者にお支払いします。

※４ 被保険者が戦争その他の変乱によって死亡し、または高度障害状態に該当した場合でも、その原因によって死亡し、または高度障害状態に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、その程度に応じ、遺族年金または高度障害年金の全額または一部をお支払いすることがあります。

● 保険料の払込免除について（主契約の保障内容）
責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を原因として、その事故の日から180日以内に所定の身体障害状態に該当されたときは保険料の払込が免除されます。主契約が払込免除となった場合は、特約も払込免除となります。

４．　付加できる特約について

（１）この保険に付加できる特約と特約のお支払事由

保険種類	支払事由等	お支払いする保険金・給付金
リビング・ニーズ特約（無料）	余命６か月以内と判断されたとき	特定状態保険金
指定代理請求人特約（無料）	被保険者である保険金等の受取人が、病気やケガにより保険金等を請求する意思表示ができない等の場合に、あらかじめ指定された指定代理請求人が保険金等の代理請求を行うことができます。	
５年ごと利差配当付年金払特約（無料）	この特約を付加されることにより、未払年金現価の全部または一部を一時金にかえて、年金でお受取りいただくことができます。なお、将来お受取りになる年金額は、年金基金設定日（年金支払開始日）における基礎率等（予定利率、予定死亡率等）に基づき算出されます。	

（※） リビング・ニーズ特約の特定状態保険金は、主契約・特約とも保険期間満了前の１年以内はお支払いできません。

● 「優良体保険」（優良体料率・非喫煙者優良体料率）について
下記の当社所定の要件を満たされた方であれば、通常の商品よりも保険料が割安な「優良体保険」にご加入いただくことができます。（通常の商品と「優良体保険」で保障内容に違いはありません。）
「優良体保険」には、「優良体料率」と「非喫煙者優良体料率」の２つがあり「非喫煙者優良体料率」が最も割安な保険料となります。
要件を満たされている方で通常商品のみのご案内となっている場合は、担当者へお申し出ください。

※ 「優良体」「非喫煙者優良体」基準に該当しないからといって健康状態が優良ではないということではありません。
※ 年齢、保険期間によっては、通常の保険料と同額の場合があります。
※ 年齢、保険期間によっては、「優良体料率」と「非喫煙者優良体料率」の保険料が同額の場合があります。

（１）「優良体保険」をお取扱いしている商品

商品名（主契約・特約別）	最低取扱保険金額
優良体定期保険（主契約）	2,000万円
無解約返戻金型優良体収入保障保険（主契約）	年金月額５万円
優良体逓減定期保険（主契約）	2,000万円
優良体平準定期保険特約（特約）	1,500万円
優良体逓減定期保険特約（特約）	2,000万円

（２）「優良体保険」にご加入いただける体況の基準

	優良体	非喫煙者優良体
体況の基準	①健康状態および身体状態が、当社所定の引受基準において良好であると認められること ②血圧値が次の範囲内であること 最大血圧140未満、最小血圧90未満 ③ボディ・マス・インデックス（ＢＭＩ）の値が当社の定める範囲内（18～27）であること	①～③については、左記に同じ ④過去１年以内に喫煙していないこと ⑤喫煙検査の結果、コチニン含有量が当社の定める範囲内であること

	ＢＭＩ＝体重（ｷﾛｸﾞﾗﾑ）÷｛身長（ﾒｰﾄﾙ）｝^{2}	

（３）「優良体保険」の診査区分

診査医扱、人間ドック扱、健康管理証明書扱、健康診断結果通知書扱があります。 さらに、非喫煙者優良体料率の場合は、喫煙検査が必要です。

（４）「優良体保険」の保険料例（2010年３月現在）

35歳男性、年金月額20万円、最低支払保証期間５年（保険期間60歳、保険料払込期間60歳、口座振替月払）の場合		
収入保障保険	優良体収入保障保険（優良体）	優良体収入保障保険（非喫煙者優良体）
7,780円	6,640円	5,360円

● 自動更新について
自動更新のお取扱いをしていません。

● 高額割引について
保険金額が一定の金額以上の場合、保険料の割引が適用されます。

５．　保険期間、年金月額、保険料、保険料払込期間、払込方法等

保険期間、年金月額、保険料、保険料払込期間、払込方法等につきましては、申込書、申込書（控）または提案書をご参照ください。

６．　契約者配当金について

この保険には配当金はありません。

７．　解約返戻金について

・保険料払込期間が保険期間より短い「短期払」では、保険料払込期間中にご契約を解約された場合は、解約返戻金はありません。
ただし、保険料払込期間満了後に解約された場合で、保険料払込期間満了日までの保険料が払い込まれている場合は、経過年月数により計算した解約返戻金があります。なお、多くの場合その解約返戻金は、払込保険料累計額を下回り、保険期間満了日の解約返戻金はゼロになります。
・保険料払込期間と保険期間が同じ「全期払」では、保険期間を通じて解約返戻金はありません。

■　ご相談・ご照会・苦情等の受付先

・ ご契約に関する各種お手続きやご相談・ご照会・苦情につきましては総合サービスセンターまでご連絡ください。

総合サービスセンター TEL 0120-211-901 お問い合わせ時間 月～金（祝日・年末年始を除きます。）９時～17時

・ この商品に係る指定紛争解決機関は（社）生命保険協会です。

・ （社）生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまなご相談・ご照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

（ホームページアドレス：http://www.seiho.or.jp/）

・ なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として１か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

■ ご契約に際しては、「ご契約のしおり・約款」、「重要事項説明書（注意喚起情報）」もあわせてご覧ください。
特に、主契約および特約に関する保険金をお支払いできない場合（免責事由に該当した場合、告知義務違反によるご契約の解除の場合等）については、必ずご確認ください。

■ この保険は「保険種類のご案内」に記載されている「収入保障保険」です。「保険種類のご案内」は当社の代理店または最寄の支店にご請求ください。

ＦＷＤ富士生命保険株式会社 本社 大阪市中央区南船場1-18-17 商工中金船場ビル	生命保険についてのお手続きやご照会につきましては、総合 サービスセンター 0120-211-901へお問合せください。 ホームページ http://www.aig-fuji-life.co.jp/

登録番号：FL10A082　登録年月日：2011年３月16日

重要事項説明書（注意喚起情報）

■ この「重要事項説明書（注意喚起情報）」には、ご契約に際して、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご了解・ご確認のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

■ なお、「重要事項説明書（注意喚起情報）」のほか、お支払事由およびご契約についての重要事項は「ご契約のしおり・約款」、保険商品の内容をご理解いただくための情報は「重要事項説明書（契約概要）」に詳しく記載しておりますので、あわせてご確認ください。

１．　クーリング・オフ制度

◆ お申込者またはご契約者は、ご契約の申込日、クーリング・オフ制度を記載した書面交付日のいずれか遅い日から、その日を含めて14日以内であれば、書面によりご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除をすることができます。

◆ この場合、お払込みいただいた金額を全額返還します。ただし、当社が指定する医師の診査が終了した時や、法人をご契約者とする保険契約である場合等は、お申込みの撤回またはご契約の解除はできません。

２．　健康状態・職業などの告知義務

（１）告知義務について

◆ ご契約者や被保険者には、健康状態などについて告知をしていただく義務があります。生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪い人や危険な職業に従事している人等が無条件に契約しますと、保険料負担の公平性が保たれません。

◆ ご契約にあたっては、過去の傷病歴（傷病名・治療期間等）、現在の健康状態、身体の障害状態、現在の職業等、「告知書」で当社がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ（告知）ください。

◆ 医師の診察を受け、医師の診察の結果、医師から問題ない旨の回答があった場合でも告知は必要です。

（２）告知受領権について

◆ 告知受領権は生命保険会社および生命保険会社が指定した医師が有しています。生命保険募集人（代理店）・生命保険面接士は告知受領権がなく、生命保険募集人（代理店）・生命保険面接士に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

（３）ご契約のお断りと特別条件

◆ 当社では、ご契約者間の公平性を保つため、お客さまのお身体の状態すなわち年金のお支払いが発生するリスクに応じた引受対応を行っております。ご契約をお断りすることもございますが、「保険料の割増」「保険金の削減」等の特別な条件をつけてお引き受けすることがあります。

（４）告知が事実と相違する場合

◆ 告知していただくことがらは、告知書に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始期（復活の場合は復活日）から２年以内であれば、当社は「告知義務違反」としてご契約また

は特約を解除することがあります。

- 責任開始期または復活日から２年を経過していても、年金の支払事由等が２年以内に発生していた場合には、ご契約または特約を解除することがあります。
- ご契約または特約を解除した場合には、たとえ年金をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。また、保険料のお払込みを免除する事由が発生していても、お払込みを免除することはできません。
- 当社の取扱者が「事実の告知を妨げたとき」、「告知をしないことを勧めたとき」または「事実でないことを告げることを勧めたとき」は、当社はご契約または特約を解除することができません。ただし、こうした行為がなかったとしても、ご契約者または被保険者が、当社が告知を求めた事項について、事実を告知されなかったかまたは事実と違うことを告知されたと認められる場合は、当社はご契約または特約を解除することができます。
- また、「年金の支払事由または保険料の払込免除の事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、年金をお支払いすること、または保険料のお払込みを免除することがあります。
- なお、当社がご契約または特約を解除する場合には、解約の際にお支払いする返戻金があればご契約者にお支払いします。

◆ 上記のご契約または特約を解除させていただく場合以外にも、ご契約または特約の締結状況等により、年金等をお支払いできないことがあります。

- 例えば、「現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症等について故意に告知をされなかった場合」等、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消しを理由として、年金等をお支払いできないことがあります。
- この場合、告知義務違反による解除の対象外となる２年経過後にも取消しとなることがあります。また、すでにお払い込みいただいた保険料はお返しいたしません。

３．　保障の責任開始期について

◆ お申込みいただいたご契約のお引受けを当社が承諾した場合には、第１回保険料充当金を当社が受け取った時（告知前に受け取ったときは告知の時）から保険契約上の保障が開始されます。

◆ なお、第１回保険料（第１回保険料充当金（相当額）を含みます。以下同じとします。）をクレジットカードにより払い込んでいただく場合には、当社がクレジットカードの有効性を確認し、クレジットカードによる保険料のお払込みを承諾した時が、当社が第１回保険料を受け取った時となります。

４．　契約確認・保険金給付金確認制度について

◆ 当社の社員または当社で委託した者が、ご契約のお申込後または年金等のご請求および保険料のお支払いの免除のご請求の際、ご契約のお申込（告知）内容またはご請求内容等について訪問または電話により確認させていただく場合があります。その節にはよろしくお願いいたします。事実の確認にあたりましては、プライバシーに関し細心の注意をもってお取扱いさせていただきますのでご協力をお願いいたします。

◆ 事実の確認に際し、保険契約者、被保険者または受取人が会社からの事実の照会について正当な理由がなく回答または同意を拒んだときは、その回答または同意を得て事実の確認が終わるまで年金等をお支払いいたしません。

５．　年金等の支払いに関する手続き等の留意事項

◆ お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、年金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますので、ご確認ください。

◆ 年金等を適切にお支払いするために、年金等のお支払事由が生じた場合、すみやかに当社の取扱者、もよりの支店または本社の総合サービスセンターにご連絡ください。
○総合サービスセンター：TEL 0120-211-901
お問い合わせ時間：月～金（祝日・年末年始を除きます。）　９時～17時

◆ 当社からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができないおそれがありますので、ご契約者のご住所等を変更された場合には、必ずご連絡ください。

◆ 年金等のお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の年金・保険金・給付金等のお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。

◆ 年金等の代理請求について

- 年金等の受取人である被保険者が、年金等を請求できない特別な事情がある場合、指定代理請求人特約が付加されていれば、年金等の受取人に代わり、あらかじめ指定された指定代理請求人が請求を行なうことができます。
- ご契約者から、「ご契約があること」および「代理請求ができること」を指定代理請求人の方へ、必ずお伝えいただきますようお願い申し上げます。

６．　年金をお支払いできない場合等

次のような場合には、年金をお支払いできない場合または保険料のお払込みの免除ができない場合があります。

（１）免責事由に該当した場合

◆ ご契約者等の故意によるとき
◆ ご契約の責任開始期（または復活日、復旧日）から起算して３年以内の被保険者の自殺によるとき等

（２）保険給付の原因となる傷病や不慮の事故等が責任開始前に生じている場合

◆ 高度障害年金のお支払等は、その原因となる傷病や不慮の事故等が責任開始期以後に生じた場合に限ります。

（３）告知義務違反による解除の場合

◆ ご加入（復活）に際して、ご契約者または被保険者の故意または重大な過失によって事実を告知いただけなかったり、事実と異なることを告知いただいたために、告知義務違反によりご契約（特約）が解除された場合

（４）重大事由による解除の場合

◆ ご契約者等が年金を詐取する目的もしくは第三者に詐取させる目的で事故招致をした場合等、重大事由によりご契約または特約が解除された場合

（５）ご契約の失効の場合

◆ 保険料のお払込みがなかったため、ご契約が失効した後に年金の支払事由（保険料の払込免除事由を含みます。）が生じた場合

（６）保険契約について詐欺の行為があったものとしてご契約が取り消された場合

（７）年金の不法取得目的があってご契約が無効となった場合

７．　払込猶予期間とご契約の効力

◆ 保険料は払込期月（保険料をお払込みいただく月）内にお払込みください。保険料払込期月中にご都合がつかない場合のために、保険料払込の猶予期間を設けています。

◆ 払込猶予期間内に保険料のお払込みがない場合、ご契約は効力がなくなります。（失効）

８．　効力を失ったご契約の復活

◆ 保険料のお払込みがなく効力がなくなった場合でも、失効日から３年（特別条件が適用されている場合は２年）以内であればご契約の復活を申し込むことができます。
◆ この場合、あらためて告知または診査をしていただきます。（健康状態などによっては復活ができないこともあります。）ならびに、お払込みを中止された時から復活する時までの延滞保険料を一時に払い込んでいただきます。告知または診査の結果、当社が復活を承諾した場合には、延滞保険料を当社が受け取った時（告知前に受け取ったときは告知の時）から、保険契約上の責任を負います。

９．　解約と解約返戻金

◆ 生命保険では、払い込まれる保険料が預貯金のようにそのまま積み立てられるのではなく、その一部は年々の年金等のお支払いに、また他の一部は契約の締結・維持に必要な経費にあてられています。それらを除いた残額を基準として定めた金額が解約の際に払い戻されます。
◆ 解約返戻金の額は、保険種類、契約年齢、保険料払込期間、経過年月数、払込年月数等により異なります。
◆ 解約返戻金の水準について（無解約返戻金型収入保障保険、無解約返戻金型優良体収入保障保険の場合）
- 保険料払込期間が保険期間より短い「短期払」では、保険料払込期間中にご契約を解約された場合は、解約返戻金はありません。ただし、保険料払込期間満了後に解約された場合で、保険料払込期間満了日までの保険料が払い込まれている場合は、経過年月数により計算した解約返戻金があります。なお、多くの場合その解約返戻金は、払込保険料累計額を下回り、保険期間満了日の解約返戻金はゼロとなります。
- 保険料払込期間と保険期間が同じ「全期払」では、保険期間を通じて解約返戻金はありません。

10.　保険金額等が削減される場合

◆ 保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。なお、当社は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

○ 問い合わせ先 生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820

11.　新たな保険契約への乗換えについて

◆ 現在ご契約の保険契約を解約、減額することを前提に、新たな保険契約のお申込みをされる場合、下記の点でご契約者に不利益となる場合がありますのでご留意ください。

● 現在のご契約についての不利益事項

・ 多くの場合、解約返戻金はお払込保険料の合計額より少ない金額となります。特に、ご契約後短期間で解約の場合は、全くないか、あってもごくわずかです。

・ 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権を失うこととなる場合があります。

● 新たな保険契約についての留意事項

・ 新たにお申込みになるご契約の保険料は、現在の被保険者の年齢により計算されます。

・ 新たにお申込みになるご契約は、被保険者の健康状態によってはご契約いただけないことがあります。

・ 一般の契約と同様に告知義務があります。

◆ 「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」の場合は「新たなご契約の責任開始期」を起算日として、告知義務違反による解除の規定が適用されます。

◆ また、詐欺による契約の取消しの規定等についても、新たなご契約の締結に際しての詐欺の行為が適用の対象となります。

◆ よって、告知が必要な傷病歴等がある場合は、新たなご契約の引受ができなかったり、上記のとおり解除・取消しとなることもありますので、ご留意ください。

12.　ご相談・ご照会・苦情等の受付先

◆ ご契約に関する各種お手続きやご相談・ご照会・苦情につきましては、総合サービスセンターへご連絡ください。

○ 総合サービスセンター：TEL 0120-211-901

お問い合わせ時間：月～金（祝日・年末年始を除きます。）　9時～17時

◆ この商品に係る指定紛争解決機関は（社）生命保険協会です。

◆ （社）生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまなご相談・ご照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

（ホームページアドレス：http://www.seiho.or.jp/）

◆ なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として１か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

登録番号：FL10A059　　登録年月日：2011年１月14日